

平成 22 年 12 月 17 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、取引時間の一部見直しを行います。
概要は次のとおりです。

「取引時間の一部見直しについて」
(別紙参照)

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 23 年 1 月 6 日（木）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ (<http://www.sse.or.jp/>) において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限
平成 23 年 1 月 6 日（木）
2. 提出方法
郵送、ファクシミリ
3. 宛 先
住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1
証券会員制法人 札幌証券取引所 総 務 部
F A X：0 1 1 - 2 5 1 - 0 8 4 0
4. 意見等処理方法
平成 23 年 1 月 6 日（木）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

取引時間の一部見直しについて

平成22年12月17日
証券会員制法人 札幌証券取引所

項 目	内 容	備 考
<p>I. 趣旨</p>	<p>本所は、市場開設者として幅広い投資者層の取引機会を拡大する観点から、取引時間の延長について検討してまいりました。</p> <p>しかしながら、立会市場の午前立会の開始時間や午後立会の終了時間を変更することや現在の午前立会及び午後立会とは別に夜間における立会市場を創設することにより取引時間を延長することについては、その影響が広範囲かつ甚大であり、現状では実施が困難であることから、午前立会と午後立会の間（昼休み）について何らかの対応を実施することが適切と考えます。今般、昼休みを完全に撤廃するのではなく、当該枠組みを一定程度維持しながら、昼休みを短縮することにより取引時間の拡大を図ることといたします。</p> <p>具体的には、株券（新株予約権証券及び投資信託受益証券を含む。以下同じ。）及び転換社債型新株予約権付社債券に係る立会市場について、午前立会と午後立会の取引時間のバランスも考慮し、現行の午前立会終了時間である午前11時00分を午前11時30分とするなど、所要の改正を行います。</p>	
<p>II. 概要</p> <p>・取引時間の一部見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・株券に係る立会市場の取引時間について、午前立会の売買立会時を、午前9時から<u>午前11時30分</u>までとします。 ・転換社債型新株予約権付社債券に係る立会市場の取引時間について、午前立会の売買立会時を、午前9時から<u>午前11時30分</u>までとします。 ・立会外取引の終値取引及び価格交渉取引について、午前立会終了後の取引時間を、午前<u>11時30分</u>から午後0時30分までとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の取引時間は午前9時から午前11時まで。 ・現行の取引時間は午前9時から午前11時まで。 ・現行の取引時間は午前11時から午後0時30分まで。
<p>III. 実施時期（予定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度前半を目途に実施します。 	

以 上